

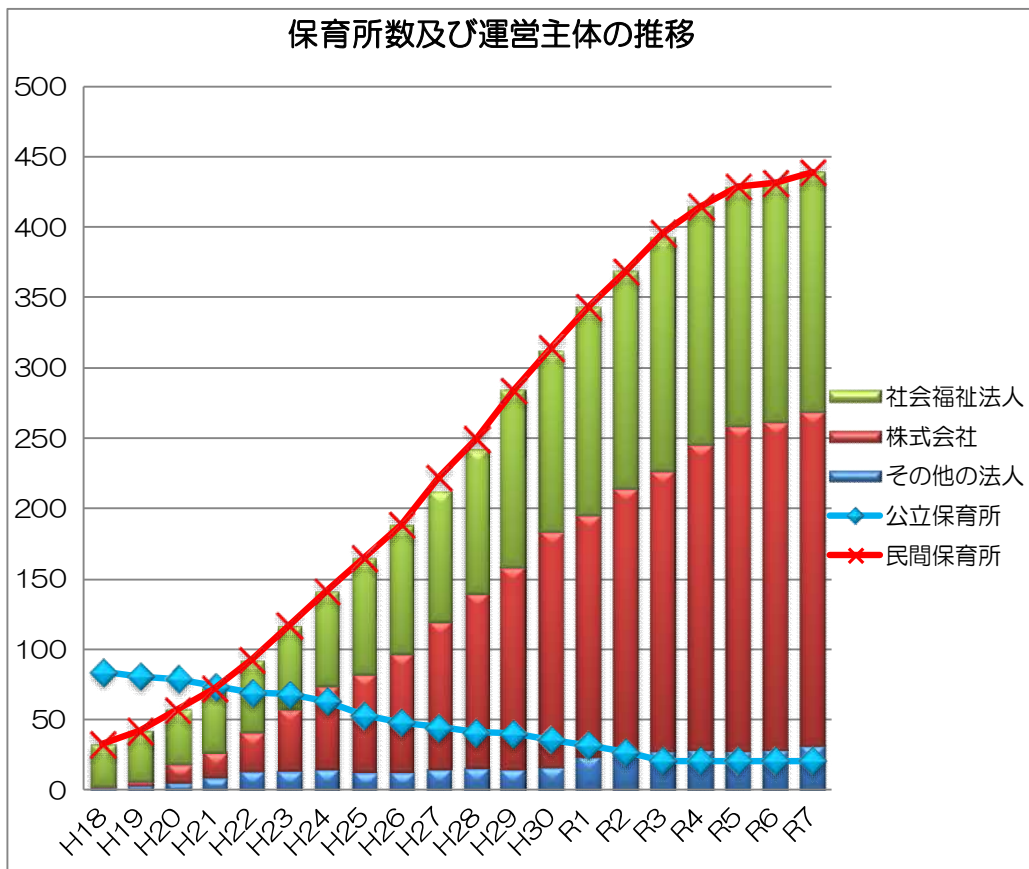
令和 7 年度保育所指導監査結果について

1 施設数及び運営主体の推移

共働き世帯の増加などの働き方の変化、核家族化の進行や女性の就労機会の増大等により保育所の利用ニーズが高まり、こうした状況に対応するため、保育所の整備が進められ、平成 17 年度に 119 施設であった保育所は令和 7 年度には 460 設に増加しました（分園を含む）。

保育所を設置主体及び運営主体の違いで分類すると、公設公営の保育所（以下「公立保育所」という。）及び民設民営の保育所（以下「民間保育所」という。）に区分されます。公立保育所については民営化を推進し、平成 16 年度の 88 施設から令和 3 年度には 21 施設となっています。一方、民間保育所は 30 施設から 439 施設に増加しています。

民間保育所の運営主体は、多様な運営主体による保育事業への参画により、社会福祉法人に加え、株式会社、学校法人、公益財団法人、NPO 法人等多様化が進んでいます。



2 指導監査方法

保育所の指導監査は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき指導監査基準等の主眼事項及び着眼点、確認指導及び監査主眼事項・着眼点等（公立保育所を除く。）を定め、同時に原則毎年1回実地により行っています。

令和7年度は、監査の対象を区分して次のとおり実施しました。

- ア 前年、指導監査において「文書指示事項」等のない運営状況が良好な施設等については、翌年度は、監査項目を絞った半日監査を実施。
- イ 新規開設から2年度目までの施設等については、初年度の運営状況が良好であっても、年度1回の全日監査を実施。

保育所に係る指導監査の実施状況

種別／年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
公立 保育所	対象数	57	52	49	45	40	36	32	27	21	21	21	21	21
	実地指導監査	7	7	7	7	8	7	7	-	-	21	21	21	21
	書面指導監査	-	-	-	-	-	29	25	27	21	-	-	-	-
	集団指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
民間 保育所	対象数	165	189	221	250	285	314	343	369	397	417	429	432	439
	実地指導監査	127	119	151	163	181	197	217	56	96	319	424	432	439
	書面指導監査	38	70	70	87	104	117	126	313	301	98	5	-	-
公設民 営保 育 所	対象数	14	14	9	7	3	3	-	-	-	-	-	-	-
	実地指導監査	14	8	4	5	-	3	-	-	-	-	-	-	-
	書面指導監査	0	6	5	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-
民設民 営保 育 所	対象数	151	175	212	243	282	311	343	369	397	417	429	432	439
	実地監査	113	111	147	158	181	194	217	56	96	319	424	432	439
	書面監査	38	64	65	85	101	117	126	313	301	98	5	-	-

指導監査は書面審査と施設・設備の確認、関係職員からの聞き取りにより実施し、改善が必要な事項については監査後に書面で通知します。

3 令和7年度指導監査について

(1) 重点事項

令和7年度保育所指導監査は、次の事項に重点をおいて実施しました。

- ア 施設の適正な運営の確保
- イ 非常災害対策、事故防止等の安全対策
- ウ 人権の尊重
- エ 保育の質の確保・向上
- オ 食事の提供状況
- カ 適正な会計処理
- キ 子どものための教育・保育給付費等の適正執行

(2) 指導監査結果

ア 公立保育所

令和7年度の対象施設数は21施設で、実地指導監査を21施設で行いました。

公立保育所 項目別指示件数

項目	指示件数	文書指示	口頭指示
児童の健康管理	1	0	1
給食業務	1	0	1
事故防止及び発生時の対応	2	0	2
合計	4	0	4

(ア) 指示事項となった事例

a 児童の健康管理

- ・ 嘱託医の入園前健康診断記録表の「入園の適否」の記載および押印をもって入園確認となります。入園前健康診断記録表の適切な作成が必要となります。

b 給食業務

- ・ 食物アレルギーへの対応について、除去食の変更・継続・解除について適切に管理し、健康管理委員会に諮る必要があります。

c 事故防止及び発生時の対応

- ・ 睡眠中においては、乳幼児突然死症候群予防の睡眠時確認を行い記録する、窒息リスクへの除去を適切に行う等の安全対策を行う必要があります。特に、乳児（0歳児）の顔が見える仰向けに寝かせることが重要です。（医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外）

イ 民間保育所

令和7年度の対象施設数は439施設で、全ての施設で実地指導監査を行いました。

民間保育所 項目別指示件数

項目	指示件数	割合	文書指示	口頭指示
会計経理	153	26.5%	137	16
職員配置	110	19.1%	64	46
事故防止及び発生時の対応	98	17%	14	84
児童の健康管理	59	10.2%	22	37
給食業務	42	7.3%	3	39
防災・防犯対策	36	6.2%	3	33
衛生管理体制	19	3.3%	15	4
労働基準法等関係及び職員定着化	18	3.1%	8	10
職員の健康管理	17	2.9%	1	16
保育の質の確保・向上	8	1.4%	1	7
保育計画等の作成	5	0.9%	0	5
児童の受入状況	4	0.7%	4	0
秘密保持等	3	0.5%	0	3
施設設備の状況	2	0.3%	2	0
諸規程・帳簿の整備	2	0.3%	0	2
苦情対応	1	0.2%	0	1
合計	577	100.0%	274	303

(ア) 指示事項となった事例

a 会計経理

- ・ 前期末支払資金残高について、法人本部の運営に要する経費に充当する場合、金額を適切に算定し、市の承認を得る必要があります。
- ・ 設置認可等通知及び市取扱要綱に基づき、各会計年度に作成すべき計算書類を適正に作成する必要があります。
- ・ 拠点区分間の貸付を行った場合は、同一年度内に精算する必要があります。
- ・ 当期末支払資金残高については、当該年度の委託費収入の30%以下とする必要があります。

b 職員配置

- ・ 最低2人の保育士の配置について、時間帯別で適正に配置する必要があります。
- ・ 施設長は年間を通じてその施設の運営管理の業務に専従配置とする必要があります。
- ・ 市加配保育士（その他国基準等保育士の任意分含む）について、年間を通じて1人以上配置するよう努める必要があります。
- ・ 国基準調理員について、年間を通じて配置する必要があります。

c 事故防止及び発生時の対応

- ・ 睡眠中においては、乳幼児突然死症候群予防の睡眠時確認を行い記録する、窒息リスクへの除去を適切に行う等の安全対策を行う必要があります。特に、乳児（0歳児）の顔が見える仰向けに寝かせることが重要です。（医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外）
- ・ 医療機関に受診となった事案等は、市への連絡・報告を行うことが必要です。
- ・ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、監視のみを行う職員と、プール等指導を行う職員を分けて配置し、記録することが必要です。
- ・ 登降園時や園外活動時等、子どもの人数確認をダブルチェックの体制をとる等して徹底して行う必要があります。

d 児童の健康管理

- ・ 書面審査であったとしても、嘱託医の入園前健康診断記録の「入園の適否」の記載をもって入園確認となりますので、入園前健康診断記録表の作成が必要となります。
- ・ 投薬の実施にあたっては健康管理委員会の承認を得ること、関係職員、保護者、主治医等と連携を図り、適切な薬の管理等を行う必要があります。
- ・ 本市では、「百日咳・麻しん・風しん・水痘、帯状疱疹・流行性耳下腺炎・咽頭結膜熱・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・溶連菌感染症」を登園許可証が必要な感染症として分類しています。他自治体では、「溶連菌感染症」「帯状疱疹」について登園許可証不要の感染症に分類している例がありましたが、本市で運営される園では、本市の分類の中で処理してください。

e 給食業務

- ・ 食物アレルギーへの対応について、除去食の変更・継続・解除について適切に管理し、健康管理委員会に諮る必要があります。
- ・ 調理・調乳従事者等の健康・衛生チェックを適正に行う必要があります。

- ・ 3歳未満児、3歳以上児それぞれにおいて必要な栄養量が確保できる献立を作成し、給食を提供する必要があります。
 - ・ 調理室内専用の帽子、外衣及び履物を適切に着用し、室外に出る場合は外衣等を交換する必要があります。
- f 防災・防犯対策
- ・ 避難及び消火訓練を少なくとも毎月1回行うことが必要です。初期消火を想定し、模擬消火活動を行い、その内容を記録に残してください。
- g 衛生管理体制
- ・ 調理・調乳等に従事する職員の検便を適切に行うことが必要です。新規入職職員、育児休暇復帰職員等においては、業務開始までに細菌検査の結果が陰性であることを確認してください。
- h 労働基準法等関係及び職員定着化
- ・ 時間外及び休日労働をさせる場合等に、協定を結び、労働基準監督署へ届け出る必要があります。
 - ・ 年間を通じて、施設長及び常勤保育士（派遣を除く）の半数以上が変更とならないよう、職員の定着促進及び離職防止に努めることが必要です。
- i 職員の健康管理
- ・ 常時使用する職員については、雇入時健康診断を適切に実施する必要があります。
- j 保育の環境（人・物・場）
- ・ 子どもの人権に配慮された言葉かけ、働きかけを行ってください。
 - ・ 日々の保育実践を振り返り、計画的に研修を実施するなど、不適切保育の未然防止に施設全体で継続的に取り組む必要があります。

4 随時監査について

年間指導監査実施計画による指導監査の他に、対象施設等の運営等に問題が生じた場合、又は通報及び法人等からの現況報告等により問題の生じるおそれがあると認められる場合は、随時の指導監査を行っております。令和7年度は、保育所に対する随時監査を1件実施しました。

5 特別指導監査について

令和7年度は、保育所に対する特別指導監査を実施した例はありません。

6 子ども・子育て支援法に基づく指導監査について

(1) 特定教育・保育施設等確認指導

保育所における特定教育・保育施設等確認指導は、児童福祉法に基づく指導監査と併せて行っています。令和7年度は、全施設で確認指導を行うとともに、処遇改善等加算による賃金改善の実施状況について、9施設で重点的に検証を行いました。

(2) 特定子ども・子育て支援施設等確認指導

保育所における特定子ども・子育て支援施設等確認指導は、児童福祉法に基づく指導監査と併せて行っています。令和7年度は、一時保育事業又は年度限定保育事業を実施している89施設で行いました。

7 今後の課題について

令和7年度指導監査から見えてくる課題として次の項目が挙げられます。

(1) 適正な職員配置

条例等に規定された職員の配置は、適正な運営のために大変重要です。年齢別配置基準保育士を全ての時間帯において適正に配置すること、職員の定着化に努めることなどが課題となっています。

特に最低2人の保育士配置が必要な場合には、施設の運営管理業務に専従すべき施設長を含めないこと、少なくとも保育士1人と市長が保育士と同等の知識を有すると認める者を配置していることを確認してください。

(2) 事故防止等の安全対策

事故防止のため定期的に施設及び設備の点検を行う際にも、固定遊具や機器の点検に加えて、保育室がそこで生活する子どもの年齢や発達に適した安全管理がなされているか、という視点で点検することが大変重要です。

室内保育、園庭での保育、睡眠、水遊び、食事、園外保育など、場面によっても安全確保に必要な事項は変わります。特に重大事故につながりやすい睡眠中のうつぶせ寝や食事時の誤嚥については、内閣府からの『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取り組み】』を参考に事故発生予防の取り組みを行ってください。

(3) 指導計画の作成と評価を踏まえた計画の改善、保育の質の確保・向上

指導計画については、各年齢の子どもの発達状況を踏まえて季節や環境に応じ、子どもが主体的に活動できるような計画となるように作成されることが望まれます。

す。計画が具体的で実践に即した内容になるように、評価の内容を次の計画作成に活かし改善を行うことが、保育の質の向上に繋がります。また、子どもの人権を尊重し、適切な言葉がけ、働きかけ等ができていくかについても常に振り返りを行う必要があります。研修を計画的に実施するなど、不適切保育の未然防止に施設全体で継続的に取り組むことが必要です。

(4) 給食業務、食物アレルギー等への対応

給食の献立については、各法人や施設において定める給与栄養目標量により、児童の成長・発達に必要な栄養量が確保されるように作成することが必要です。また、提供される食材料費については、実費徴収と市加算による主食・副食費に見合った内容であることが求められます。

食物アレルギー等の対応については、除去食の実施にあたって、除去開始時の他に、1年ごとに除去継続の申請書を健康管理委員会へ提出する必要があります。この他、除去内容の変更、または除去の解除があった場合も健康管理委員会に申請書を提出する必要があります。

(5) 会計経理等

保育所の運営にあたって支給される委託費等は、その原資に公費が含まれていることから会計処理として、現金管理、予算執行管理及び決算時における各種書類の作成等を適切に行うことは非常に重要です。

決算は会計年度中の収支の状況及び期末日現在の資産状況を明らかにするものであり、各種決算書類の作成をはじめ、次期繰越活動増減差額、期末支払資金等の次年度への引継等を適切に行う必要があります。なお、委託費の弾力運用については、府子本第 254 号・雇児発 0903 第 6 号通知「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 30 年 4 月 16 日）に基づく条件と範囲内でのみ行うことができるものとされています。